

平成25年12月25日現在

# 肢体不自由（人工関節等置換者）の 障害認定基準の見直しについて

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課

經 緯

# 肢体不自由(人工関節等置換者)の障害認定基準の見直しについて

## 現在の取扱い

身体障害者手帳の認定では、肢体不自由における人工関節等を置換している方は、  
①股関節・膝関節に人工関節等を置換している場合は一律4級  
②足関節に人工関節等を置換している場合は一律5級  
として認定している。



医療技術の進歩等により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力(ADL)が改善している方が多い(厚生労働科学研究の報告等)



専門家によるワーキンググループで肢体不自由(人工関節等置換者)の障害認定基準見直し案の作成



第5回疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会  
見直し案の審議・了承



平成26年4月

肢体不自由の障害認定基準の見直し実施

# 人工関節等の障害認定の評価に 関するワーキンググループ

## ○ 人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員名簿

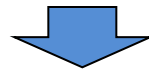
氏 名	所属及び職名(当時)
○伊藤 利之	横浜市リハビリテーション事業団 顧問
岩谷 力	国際医療福祉大学大学院 副大学院長
◎江藤 文夫	国立障害者リハビリテーションセンター 総長
中村 耕三	国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局長
龍 順之助	日本大学名誉 教授、総合東京病院 顧問
織田 弘美	埼玉医科大学整形外科 教授
吉永 勝訓	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長

◎:座長 ○:座長代理

# 見直しの方向性について

## 《現状》

- 関節に人工骨頭又は人工関節を用いている場合は、関節が全廃しているものとして取扱い、股・膝関節：4級、足関節：5級として認定されている。
- 人工骨頭又は人工関節を用いている者の日常生活の制限の度合いは、医療技術の進歩(安全性・機能性の向上、耐久性の向上)により、この30年間で相対的に軽くなっており、術後は障害認定に該当しない程度にADLが改善される者が殆どである。
- 医療技術の進歩と高齢化に伴い、人工骨頭又は人工関節の手術件数は、約10年間でおよそ2倍に増えている。  
(参考)人工関節手術件数：13年：3.3万件→22年：8.4万件  
人工骨頭手術件数：13年：1.8万件→22年：3.5万件



## 《問題提起》

- ・ 手術後、大幅にADLが改善される場合が多く、法別表に掲げる「永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」に必ずしも該当しないため、一律4、5級とする現行の取扱いは他の障害とのバランスを欠いているのではないか。



## 《見直しの方向性》

- ・ 人工骨頭又は人工関節を用いている者については、
  - ① 手術後ADLが大幅に改善されるケースが多いこと
  - ② これらについては、体内に埋め込まれ、日常的に着脱する手間がないことから、手術後の障害の状態を評価し、認定を行う。  
(ただし、制度改正後、新たに申請する者に適用し、既に認定されている者については再認定を要しない取扱いとする)

# 見直しの具体的内容

# 肢体不自由(人工関節等置換者)の障害認定基準の見直しについて

## 現在の取扱い

股関節・膝関節に人工関節等を置換している方 → 一律 4級

足関節に人工関節等を置換している方 → 一律 5級



## 見直し後(平成26年4月以降)

人工関節等の置換術後の障害の状態(関節可動域等)を評価し、

**【股関節・膝関節】**  
4級、5級、7級、非該当 のいずれかに認定

**【足関節】**  
5級、6級、7級、非該当 のいずれかに認定

## ※見直し後の新基準の注意事項

- ・人工関節及び人工骨頭の置換術を行った方が対象
- ・置換術後の経過が安定した時点での機能障害の程度により認定  
(症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定)
- ・平成26年4月1日以降の申請から見直し後の認定基準の対象  
(ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請があれば、従前の基準で認定)